

令和 6 年 6 月 第 21 回定例会 一般質問

【1 回目登壇】

皆様、こんにちは。

日本維新の会の松岡洋司でございます。

先輩、同僚議員の皆様におかれましては、しばらくの間、ご静聴を宜しくお願い申し上げます。

質問の前に一言申し上げます。

光本氏による政務活動費の不正支出に関し、13 回にわたる「政務活動費の制度検証等特別委員会」が開かれ、議員の皆様のご貴重な時間を費やして検証報告書がまとめられ、先日公表されました。また、「政治倫理審査会」においても政治倫理基準違反の行為が認められ、議会において議員辞職勧告決議を行うのが妥当であるとされました。これまでに議員辞職勧告決議案が全会一致で 3 回可決されましたが、光本氏は現在も議員の身分を有しております。

昨年起訴された光本氏に対する裁判はまだ開始され

令和6年6月 第21回定例会 一般質問

ていませんが、開始されて仮に禁固刑以上の有罪判決が出されても、執行猶予が付けば現在の公職選挙法の規定により失職せずに公職に在職し続けることが可能となっています。この状況を受け、神戸地方裁判所に「刑事裁判の速やかな判決と厳罰化を求める嘆願書」を、光本氏以外の全市議会議員の署名を添えて提出しました。

さらに総務省を訪問し、馬場総務副大臣に「公職選挙法における禁錮刑以上の有罪判決で執行猶予がついた場合の法改正を求める要望書」を提出させて頂きました。

私たちは、光本氏が一日も早く自らを律し、議員辞職されることを強く求めます。

令和 6 年 6 月 第 21 回定例会 一般質問

それでは質問に入らせていただきます。

街づくりに関して、実際に相談された内容をもとに
3 項目質問いたします。

まず初めに、

1. 「ごみの持ち出し協力場所」と「町会」の関係に
ついて、質問いたします。

少し前に地元の町会長から相談がありました。町会
内の車が入れない場所に、ワンルームのような集合
住宅を建築する業者が、ごみを捨てる場所について、
「尼崎市から地元の町会長と協議してくるようにと
言われたので、相談にきましたと」訪問してきたが、
「町会長に相談されても、困ると」と私に相談があ
りました。町会長の意見は、建築される場所から 1
番近い「持ち出し協力場所」は、公道上で昔から町
会に加入している方たちにより、清掃等の管理をさ
れている場所で、そもそも町会に加入しない方が多

令和6年6月 第21回定例会 一般質問

い、ワンルームの方と共同で利用するのは嫌だと。理由としては、以前に今回建築される場所の向かいにワンルームができ、その時は相談もなしで、町会に加入もせず、「持ち出し協力場所」に出すようになり、収集日を守らない、掃除もしない、結局町会に加入していない方のゴミを、町会の方が掃除をするようになり困っているのです、これ以上は迷惑だということです。私も町会長・連協会長ですので、非常に良く分り、もっともだと思います。

質問です。

1-1 尼崎市は自宅前から収集する「各戸収集」を基本としており、今回のケースでは車を止められる場所から集合住宅まで取りに行くべきで、どうしても無理だと判断するならば、新たに建築された住民かオーナーと本市が「持ち出し協力場所」について協議し決定し、その場所が公道であるならば、指定日

令和6年6月 第21回定例会 一般質問

以外のゴミ出しや、ごみの散乱時の清掃についても
道路管理者に相談するべきで、町会加入者の長であ
る町会長に相談するのは、筋が違うのではないかと
思いますが、本市の見解をお聞かせください。

2022年第7回定例会での私の一般質問で、「持ち出し協力場所」について、業務課、地域課、社協が連携し問題解決にあっているのかという質問に対し、「持ち出し協力場所についての相談があった場合には、業務課の職員が現地調査を行うとともに、必要に応じ関係課等と情報を共有し連携する中、地域の皆様の意見を聞くなど問題解決に取り組んでいるところでございます。今後につきましても、地域課等との連携を深める中、地域課題の解決につなげてまいりたいと考えております」と答弁していました。

令和6年6月 第21回定例会 一般質問

質問です。

1-2 今回の問題では、地域課は把握していないよう
で、業者が突然町会長を訪問したことで私に相談が
来ましたが、答弁されて以降、持ち出し協力場所等
ゴミ問題で地域課と連携は取れているのでしょ
うか？また今回のように町会長に相談するように指示
する場合、まず業者に町会に加入するように働きか
けていれば、一定理解はできますが、そのようにさ
れているのでしょうか？

本市のホームページに、ごみの持ち出し協力場所の
設置・管理について、「持ち出し協力場所はお住まい
の地域で決めていただいております、尼崎市から持ち出
し協力場所に関して場所の指定や管理は行っており
ません。お住まいの地域のコミュニティにご確認い
ただき、そのルールにそった排出にご協力ください」
とあります。

令和 6 年 6 月 第 21 回定例会 一般質問

質問です。

1-3 町会は町会費を収めて頂いている方の任意団体で、住所地での地域イコール町会ではありません。

「地域のコミュニティにご確認いただき」とありますが、業務課としては地域のコミュニティをどのように考えているのでしょうか？

次に、

2. 密集市街地解消に向けた、本市の考え方について、質問いたします。

今年、密集市街地とされている地元で発生した事案で、2 項道路における「隅切り」についての相談がありました。内容は、昔から砂利の駐車場のあった場所が住宅開発されることになり、地域一帯が狭あい道路で今回開発される場所の角地は昔から暗黙の了解で、角地の部分を踏んで通行しており、住宅開発するにあたり 2 項後退したものの隅切りがされず

令和6年6月 第21回定例会 一般質問

に、L型側溝が設置され、事実上角地部分を踏めなくなり、車の通行がしにくくなるという事案でした。今回の件では法律上問題はないのですが、その角地を「隅切り」して頂いていれば、将来的に救急車両や消防車両、警察車両などの緊急車両も入れる可能性もあり、密集市街地の課題の解消に向けたきっかけになったかもしれません。

本市の密集市街地は、災害が起きた時の危険度が高い順に、重点密集市街地、緊急密集市街地、密集市街地の3つに区分けされており、今回の事案の場所は密集市街地とされています。

今回相談を受けたことで、密集市街地の課題をどうすれば解消されるのかを考えるきっかけになり、地域課に相談したところ、「防災街区整備地区計画」や「地区まちづくりルール制度」があることを教えて頂きました。本市の密集市街地整備に関する進め方として、「整備・改善に対する地元住民の意欲が高い

令和 6 年 6 月 第 21 回定例会 一般質問

地区から集中的に整備・改善の取組みを進めていく」とされています。

質問です。

2-1 私は該当地区の連協会長を 10 年近くしていますが、密集市街地対策などについて聞いたことはなく、提案もされたことはありませんが、本市では密集市街地の課題の解消の取組として、本市の該当地域に対しどのような働きかけをされてきたのでしょうか？

今回の事案があった地域では、住宅開発の際に、道路における「隅切り」が設けられているところと設けられていないところがある状況です。一方、東京都では、東京都建築安全条例、第 2 条で、「幅員がそれぞれ六メートル未満の道路が交わる角敷地は、敷地の隅を頂点とする長さ二メートルの底辺を有する二等辺三角形の部分を道路上に整備しなければなら

令和6年6月 第21回定例会 一般質問

ない」と、角敷地の建築制限が定められています。
角敷地の建築制限については自治体により対応が違い、道路状に整備された角敷地の扱いについても、買取制度や寄付制度、固定資産税の課税免除を設けている自治体もあり、自治体ごとに定められていることが多いようです。

質問です。

2-2 「隅切り」については自治体により条例を定めるなど、対応が違うようですが、緊急車両などが角を曲がりやすくすることを含め、本市としては密集市街地の課題の解消については、「防災街区整備地区計画」もしくは、「地区まちづくりルール制度」により進められるのでしょうか？

これで1回目の質問を終わります。

ご答弁よろしく願いいたします。

令和6年6月 第21回定例会 一般質問

【2回目登壇】

ご答弁ありがとうございました。

最後に

3. コミュニティ連絡板について質問いたします。

他市から本市に転居を予定している方から、コミュニティ連絡板について相談がありました。その方は尼崎市に魅力を感じ、中古住宅を購入し、解体した後、家を新築し転居してくる予定です。相談内容は、中古住宅の前にコミュニティ連絡板が設置されており、コミュニティ連絡板を移動できないかというものです。その方は地域の会長や地域課に相談されたそうで、会長はコミュニティ連絡板の移動は承諾され候補地も決まったそうですが、地域課からは移動費用はそちらで持っていただくか、コミュニティ連絡板を避けて、出入り口を設計してはどうかと提案されたそうです。当初は納得したが、よく考えると

令和6年6月 第21回定例会 一般質問

尼崎市の対応に疑問を感じているようです。

質問です。

3-1 現在市内に設置されているコミュニティ連絡板は、設置されている場所が民地前の場合、所有者に合意を得たうえで設置されていると思いますが、合意書等をかわし、保管されていますでしょうか？

担当課に確認したところ、公費を使ってコミュニティ連絡板を移動しない理由として、「市内に設置している全てを移動する事になれば費用が多額となり、予算が無い」という事でした。

質問です。

3-2 今回の事案では、コミュニティ連絡板を移動させる場合、移動費用は土地所有者の負担だと仰っていますが、そもそもコミュニティ連絡板について、移動に関する事、維持管理に関する事など、細かい

令和6年6月 第21回定例会 一般質問

ルールが定められているのでしょうか？また移動費用は、所有地周りで移動する場合と、全く違う場所に移動する場合で、それぞれ費用はいくらくらいでしょうか？

最初から分かっていたこととはいえ、自宅前にコミュニティ連絡板があれば、邪魔だと思いますし、自宅を設計するうえで、コミュニティ連絡板をさけて、玄関やガレージの位置を設計しないといけないのは、納得しがたいと思います。今後市内で自宅を建てられる方が気持ちよく、住み続けていただくためにも、今回のようなトラブルは避けなければいけないと思います。

質問です。

3-3 土地の所有者が変わった時点で新たな所有者と話し合い、了承を得る必要があると思います。了承を得られない場合は、市内全てを同時に移動するこ

令和6年6月 第21回定例会 一般質問

とはないと思うので、公費で移動させることを含め、
最善の方法に考え方を考えるべきだと思いますがい
かがでしょうか？

今回の事案は個人的な問題で、本市としては難しい
対応になってしまったことと思います。

質問です。

3-4 コミュニティ連絡板を主に利用管理している町
会が、町会の事情で移動したいと相談をした場合は、
公費で移動して頂きたいと思いますが、そのような
お考えはありますでしょうか？

ご答弁、よろしくお願いいたします。

以上で私の全ての質問を終わります。

ご清聴、ありがとうございました。